

第6号様式(第12条関係)  
芽室許可第1-60号指令

## 一般廃棄物処理業変更許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
氏名 有限会社 タナベ  
代表取締役 田 邊 宏 様

令和3年7月12日に申請のあった一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

変更に係る許可の表示		許可年月日	令和2年3月30日
		許可番号	芽室許可第1-60号指令
変更の内容	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う一般廃棄物の種類	変更前	家屋解体工事に伴う一般廃棄物・遺品等に限る 伐根・草木・ボサなど
		変更後	家屋解体工事に伴う一般廃棄物・遺品等に限る 伐根・草木・ボサなど 一般家庭から排出されるフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器)
変更許可期間		令和3年 7月29日から 令和4年 4月19日まで	
変更許可条件		上記以外の搬入の際、別途協議する。	

令和3年 7月29日

芽室町長 手 島

